

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年4月7日
【計算期間】	第12特定期（自平成20年7月9日至平成21年1月8日）
【ファンド名】	J P Mユーロ公社債ファンド（隔月決算型）
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### (イ) ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針<sup>\*</sup>を有し、主としてユーロ建て債券を投資対象とするJPMユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。（後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照ください。）

<sup>\*</sup> 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

###### (ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

###### (ハ) 基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類<sup>\*1</sup> - 追加型投信 / 海外 / 債券

属性区分<sup>\*2</sup> - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（債券 一般））<sup>\*3</sup>

<sup>\*3</sup> マザーファンドへの投資を通じて、債券に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（債券 一般））と記載しています。マザーファンドにおいては、ユーロ建ての公債、社債およびその他債券（モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券）を主要投資対象とするため、（債券 一般）としております。投資対象資産の詳細につきましては、後記「2 投資方針（1）投資方針（ロ）投資態度」をご参照ください。

決算頻度：年6回（隔月）

投資対象地域：欧州

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：なし

<sup>\*1</sup> 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

## \* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般））： マザーファンドへの投資を通じて、主として債券に投資するもののうち投資対象資産が、公債属性*、社債属性*、その他債券属性*にあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年6回（隔月）： 目論見書または信託約款において、年6回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	欧州： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

\* 「公債属性」.....目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるもの。

「社債属性」.....目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの。

「その他債券属性」...目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの。

（注）上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社で作成したものが含まれます。

## （参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		あり ( )
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファン ド	
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	その他 ( )	中南米		
		アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

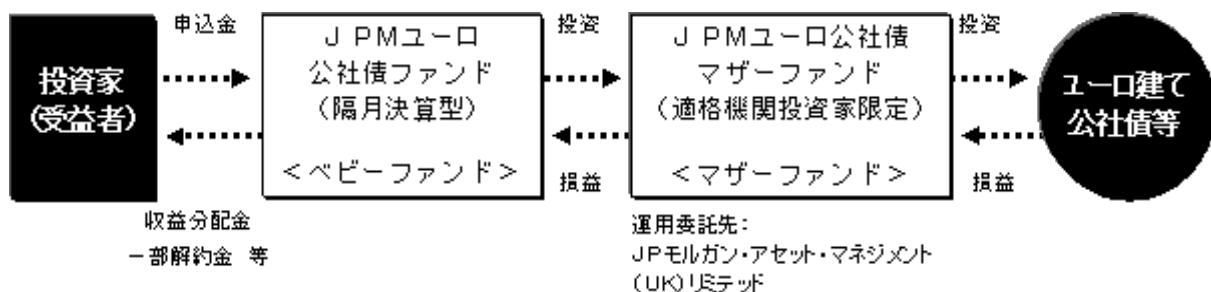
当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

## (二) ファンドの特色

当ファンドの運用はファミリーファンド方式\*により、マザーファンドを通じて行います。

\* ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金で設定された当ファンド（JPMユーロ公社債ファンド（隔月決算型））をベビーファンドとし、当該ベビーファンドがその資金をマザーファンド（JPMユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定））に投資することで、その実質的な運用を行う仕組みです。



マザーファンドは、主にユーロ建ての公社債に投資を行います。相対的に高格付の債券に投資を行い、信用リスクの抑制を図ります。

当ファンドは、奇数月の8日\*に決算を行い、安定的な収益分配を目指します。  
ただし、必ず分配を行うものではありません。

\* 8日が休業日の場合は翌営業日となります。

ユーロ圏の金利水準を享受するため、原則として為替ヘッジは行いません。

シティグループ ユーロBIG債券インデックス\*をベンチマークとします。  
ベンチマークとはファンドの運用成果を計る指標です。

当ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合も下回る場合もあります。また、ユーロ債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

\* シティグループ ユーロBIG (Broad Investment-Grade) 債券インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクによって公表されるEMU（経済通貨同盟）のもたらず広範囲のユーロ建て債券を包括的にカバーする総合投資収益指数です。このインデックスの基準日は1998年12月31日で、1999年1月のリターンから公表されています。

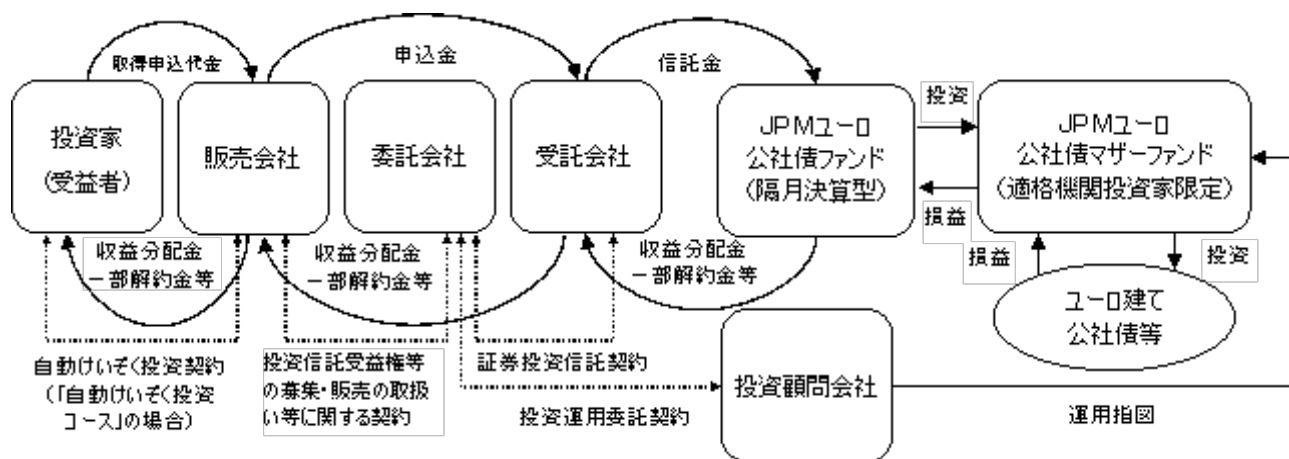
インデックスの対象は、ユーロ加盟国国債、政府系機関債、地方政府債、社債（金融債、事業債）、ジャンボ・ブリーフ債（ドイツの公的企業やモーゲージ・ローン（不動産を担保としたローン）の資金調達を目的として発行されたドイツの銀行の有担保確定利付証券）、その他債券（非ユーロ加盟国国債、政府保証債等）です。

J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにマザーファンドの運用を委託し、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ\*の債券運用ノウハウをフルに活用します。

\* 「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、委託会社とJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを含む、J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

## （2）【ファンドの仕組み】

### （イ）仕組図



### （ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、

マザーファンドの運用指図を行います。

#### 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

#### (八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（有価証券報告書提出日現在）

##### 会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J P モルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（有価証券報告書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(アジア)インク	米国デラウェア州	56,265	100

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### (イ) 運用方針

当ファンドは、マザーファンドを通じ、主としてユーロ建て債券を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

#### (ロ) 投資態度

##### 銘柄選択

マザーファンドにおける銘柄選択は次のとおり行います。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドに係る運用の指図に関する権限の委託を受けたJ P モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、以下にしたがい銘柄を選択し運用を行います。

マザーファンドは、ユーロ加盟国国債を中心として政府機関債、MBS、ABS、社債に分散投資<sup>\*</sup>を行います。

<sup>\*</sup> 原則として、同一発行体の発行する債券への投資は10%以下とします。ただし、国債、政府機関、政府関係機関または国際機関により発行される債券、および「社債」とみなされる仕組債<sup>\*\*</sup>へは、同一発行体の発行する債券であっても10%を超えて投資を行う場合があります。

<sup>\*\*</sup> 分散された多数の企業の信用リスクを反映する仕組債は「社債」とみなすものとします。

#### ・ユーロ加盟国国債

ユーロ加盟国が発行し、ユーロ債券市場の多くを占めています。相対的に高い信用力と流動性を有しています。

#### ・政府機関債

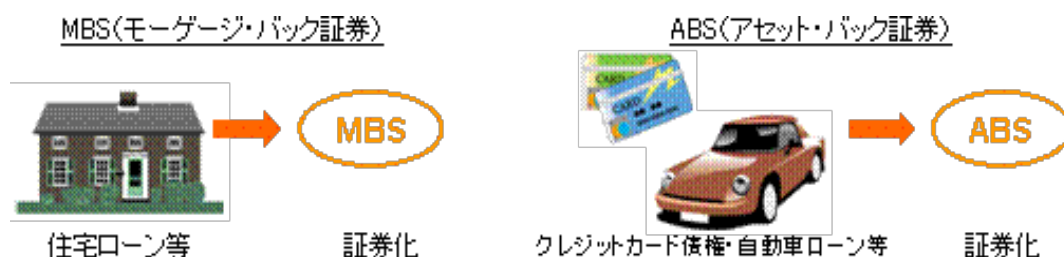
政府機関、政府関連機関または国際機関が発行する債券で、国債に次ぐ高い信用力と流動性を有しています。

#### ・MBS（モーゲージ・バック証券）

主に住宅ローン債権を証券化したもので、担保となっているローンから通常毎月金利の支払や元本の返済がなされます。その多くは政府関連機関によって元利金の支払に係る信用補完がなされており、

#### ・ABS（アセット・バック証券）

クレジットカード債権や自動車ローン等の金銭債権を証券化したもので、優先劣後等のスキームを利用しています。



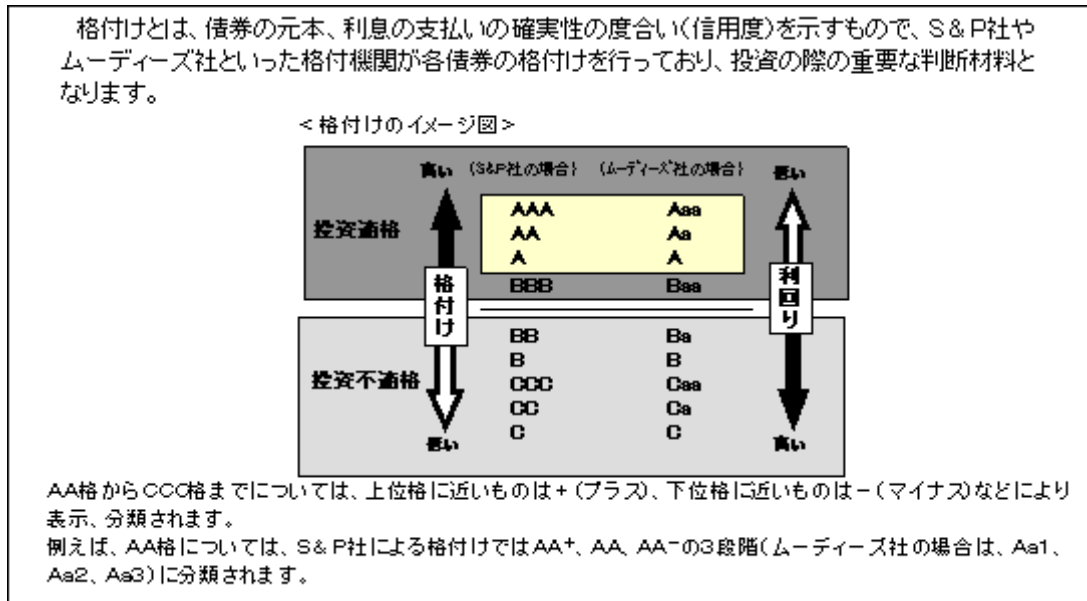
#### ・社債

企業が発行する債券で、企業の信用力に応じて格付けが付与されます。発行形態や業種によって様々な分類されます。

### <組入れ債券の信用格付について>

- ・ 組入れ債券全体の平均信用格付はAA - /Aa 3 格以上に維持します。
- ・ 投資する有価証券の信用格付は、S & P社\*、ムーディーズ社\*またはフィッチ・レーティングス社による格付けを基準とし、ユーロ加盟国国債、政府機関債、社債に関してはA - /A 3 格以上、MBS、ABSに関してはAA - /Aa 3 格以上とします。
- ・ 上記格付機関による格付けが無い場合は、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドが判断する信用格付を基準とします。
- ・ なお、上記格付機関により信用格付が異なる場合は、最も高い格付けを採用します。また、保有する有価証券の信用格付が上記の格付けを下回った場合は、当該有価証券を直ちに売却するものとします。

\* S & P社：スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス  
 ムーディーズ社：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

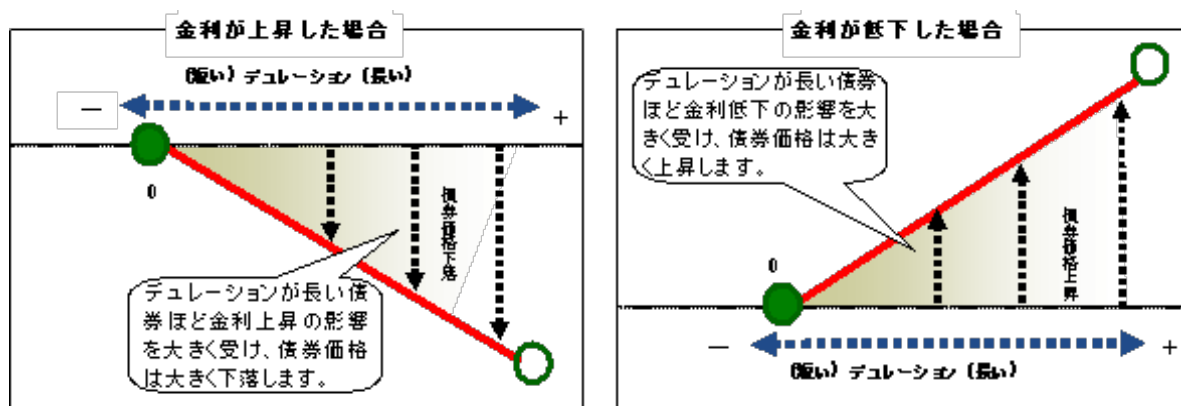


### デュレーションの調整について

J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのリスク管理手法を活用して金利変動がマザーファンドへ及ぼす影響を次の様にコントロールします。

マザーファンドの平均デュレーションは、ベンチマーク±2年の間で機動的に調整を行い、金利変動がマザーファンドへ及ぼす影響をコントロールし、安定した収益の確保を目指します。

### <イメージ図>



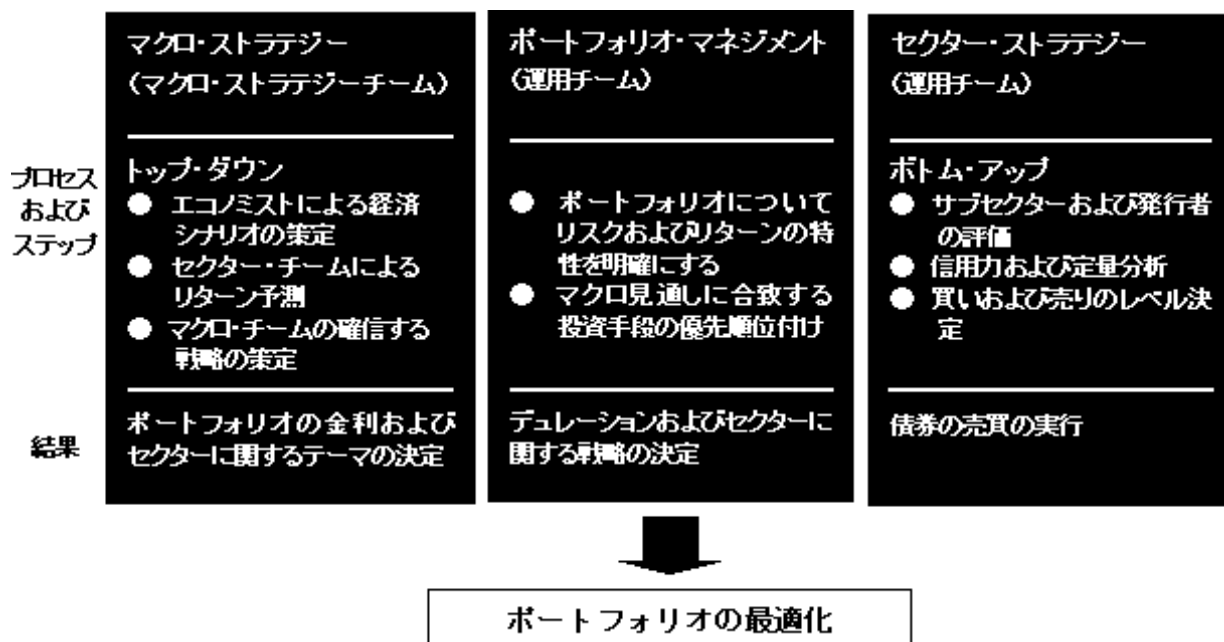
デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合に、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標のことです。

デュレーションは「年」単位で表されますが、この数値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

マザーファンドの運用の委託先

J Pモルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッドにマザーファンドの運用を委託し、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのユーロ債券の運用ノウハウをフルに活用します。

J Pモルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッドの債券運用プロセス



## （２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（J P Mユーロ公社債ファンド（隔月決算型）約款（以下「信託約款」といいます。））

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限り、）にかかる権利

（１）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第２条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（２）有価証券オプション取引（旧証取法第２条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（３）外国市場証券先物取引（旧証取法第２条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（４）有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第２条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（５）有価証券店頭オプション取引（旧証取法第２条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（６）有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第２条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（７）金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第２条第１項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（８）金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（９）外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第２条第20項に定める有価証券先物取引を

いいます。以下同じ。)と類似の取引にかかる権利

ハ．金銭債権（イ、ロ、ニに掲げるものを除きます。）

ニ．約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2．為替手形

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。以下同じ。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。以下同じ。）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。以下同じ。）

9．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。以下同じ。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下同じ。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。以下同じ。）

17．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの
- (二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの投資対象

(イ) マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（JPMユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限り、）にかかる権利

- (1) 有価証券指数等先物取引にかかる権利
- (2) 有価証券オプション取引にかかる権利
- (3) 外国市場証券先物取引にかかる権利
- (4) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
- (5) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
- (7) 金融先物取引にかかる権利
- (8) 金融デリバティブ取引にかかる権利
- (9) 外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ハ. 金銭債権（イ、ロ、二に掲げるものを除きます。）

ニ. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2. 為替手形

(ロ) 委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、前記(イ)の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(ロ)において同じ。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券
6. 特定目的会社に係る特定社債券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券
9. 特定目的会社に係る優先出資証券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券
14. 投資証券または外国投資証券
15. 外国貸付債権信託受益証券

16．オプションを表示する証券または証書

17．預託証券

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(八) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(八)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

### （３）【運用体制】

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券にかかるものです。

マクロ・ストラテジー・チームは、金利予測や発行体の業種配分といったトップダウン・アプローチを行います。

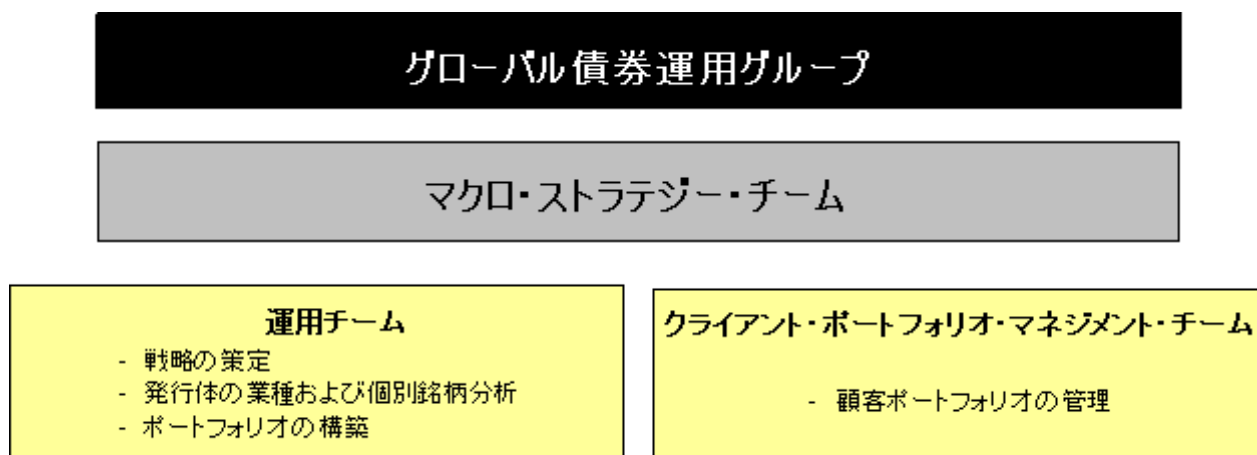
運用チームは、次のような業務を行います。

- ・ 個別銘柄選択といったボトムアップ・アプローチにより、投資対象について様々な超過収益の源泉を分析します。
- ・ ポートフォリオについて、リスクおよびリターンの特徴を明確にし、デュレーションおよび発行体の業種に関する決定を行います。
- ・ 債券の売買について金融機関等から市場情報を収集し、効率的な処理を行います。
- ・ 定量分析としてポートフォリオの景気予測に基づいたリターン予測を行い、ポートフォリオのリスク管理を行います。

クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、顧客のポートフォリオの管理や運用実績の報告などのサポート業務を行います。

当ファンドの運用を担当する各チームが所属するグローバル債券運用グループは、2008年12月末現在、約160名で構成されています。そのうち約50名が米国以外の債券の運用に日々携っています。

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの債券運用体制



（注１）運用体制については、「J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを含めた「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しております。

（注２）上記マザーファンドの運用体制・組織名称等は、2008年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・ 委託会社による、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制  
委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しております。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

#### （４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利息等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（詳細については信託約款第46条第1項をご参照ください。）

##### 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた利息等収益から分配金額を決定します。ただし繰越分を含めた売買益（評価益を含みます。）等から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

##### 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### < 参考 >

##### 収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

##### 株式への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

##### 外貨建有価証券への投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合は、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

##### 投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 投資信託証券への投資制限

- A 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

デリバティブ取引(以下の ~ の取引等をいいます。)の利用目的

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引(金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(以下「旧投信法施行規則」といいます。)第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引(旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認め

たときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付ける指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 再投資の指図

委託会社は、の規定による一部解約金および有価証券等の売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第22条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みません。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

### 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

### 外貨建有価証券への投資制限

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### デリバティブ取引（以下の～の取引等をいいます。）の利用目的

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の

提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、マザーファンド信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付ける指図をすることができます。
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的

な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

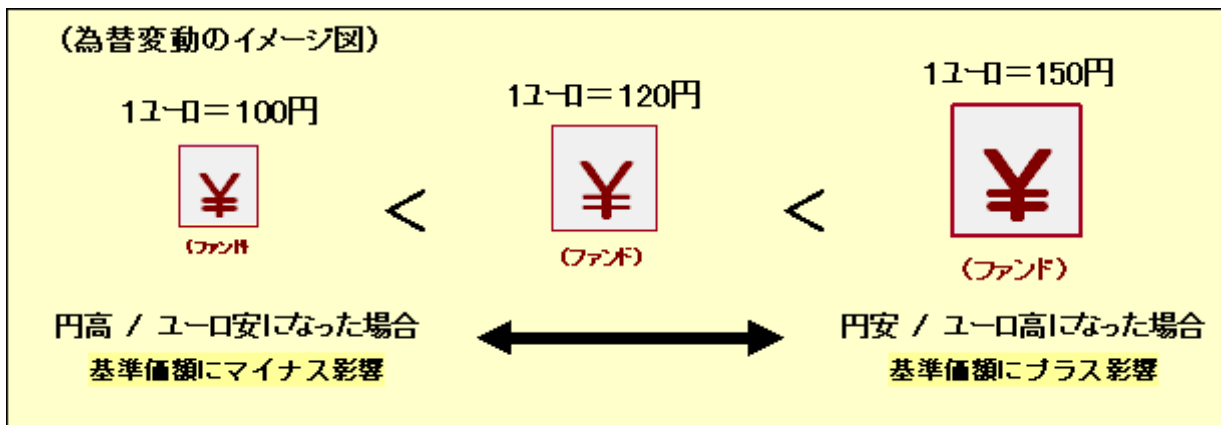
当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国有価証券を投資対象としますので、組入れ有価証券の価格の下落や、組入れ有価証券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

#### 為替変動リスク

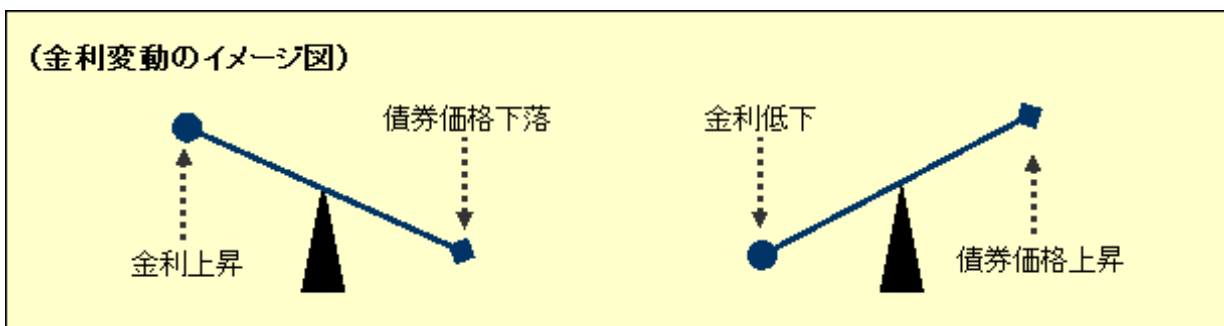
為替相場の変動の影響による価格変動リスクです。マザーファンドは、主として外貨建ての債券に投資しますが、マザーファンド・当ファンド共、原則として為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動により、マザーファンドの信託財産の価値が変動することがあります。



#### 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクです。

一般に、金利が上昇した場合には、債券価格が下落します。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等に左右されます。



## 信用リスク

債務者の財務状況の悪化や倒産、あるいは債務者の所在する国家の政情不安などにより、債務者が債権者に対して元金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、債券やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）することにより、マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

また、信用リスクが大きくなることにより、債務者（発行体）の格付けが下がることに伴いその発行する債券やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格が下落することもあります。

### 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。ベンチマークを変更することもあります。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

### 受益者（投資家）の解約・追加による資金流出に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間のかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定されている場合には、当該ファンドの解約・追加により同様の資金流出に伴うリスクがあります。

### 繰上げ償還等について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認めた場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても、繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

### デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、デュレーションの調整等、主にリスク管理等を目的として先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。（こうした手法はデュレーション調整等のため、債券運用において用いられる手法の一つです。）デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

### MBS（モーゲージ・バック証券）およびABS（アセット・バック証券）のリスク

MBSおよびABSは金利情勢等により予想よりも早く、または遅く元本の一部または全部が償還される場合があります。この場合、当該証券の購入時よりも予定利回りが低くなる場合があります。加えて、MBSおよびABSは金利変化に対する価格変動の割合が高いものもあるため、マザーファンドの信託財産の価値は当該証券を保有していない場合と比べてより大きく変動する可能性があります。

### 仕組債のリスク

マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に

付与させたものです。マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

#### 分配金に関する留意点

当ファンドは、奇数月の決算時に収益の分配を行う方針ですが、委託会社の判断により分配が行われない場合もあります。また、基準価額が元本を下回っていても分配を行う場合があります。

#### 流動性のリスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

#### その他のリスクおよび留意点

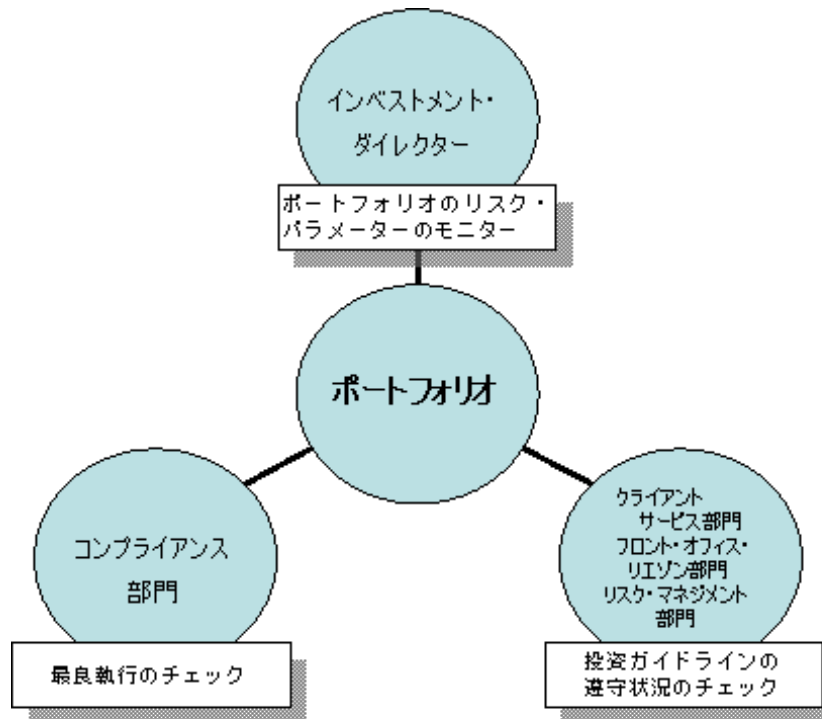
その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

## (2) 投資リスクに関する管理体制

## 運用のリスク管理体制

以下は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J P モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにおけるものです。



（2009年1月末現在）

独立した部署であるポートフォリオ・アナリシス・グループが毎月、運用成果の要因分析レポートを作成し、ポートフォリオ・マネジャーが国別投資比率、為替リスク、銘柄選択等の異なる要因のマザーファンドに対する影響を検証しています。四半期毎のインベストメント・ダイレクターのパフォーマンス・レビュー・ミーティングでは、達成した運用成果がマザーファンドの目標とする数値に適合しているか、リスクは運用成果のターゲットに達するために必要なレベルであるか、また、マザーファンドの投資目標にしたがっているかを検証します。

コンプライアンス部門はサンプルベースで約定価格を売買高加重平均価格と比較し、最良執行の観点からチェックするなど、モニタリング体制を構築しています。

投資ガイドライン\*違反を未然防止するためのモニター・システム（“トリップワイヤー”システム）をポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を發します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、クライアントサービス部門、フロント・オフィス・リエゾン部門およびリスク・マネジメント部門によりモニターされ、無効の理由が妥当なものであるかどうかを検証されます。

\* マザーファンドの投資方針や投資範囲・制限等の詳細を定めた、社内のガイドラインです。

## 為替ヘッジについてのリスク管理体制

当ファンドおよびマザーファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、2.1%（税抜2.0%）が上限となっています。

手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

マザーファンド受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.1025%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.525% (税抜0.5%)	年率0.525% (税抜0.5%)	年率0.0525% (税抜0.05%)

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託にかかる投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.25%）が含まれています。

信託報酬は、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

### (4)【その他の手数料等】

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引に係る費用（売買委託手数料）が実費でかかります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

仕組債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券(以下総称して「投資信託証券」といいます。)に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

- (a) 運用報酬
- (b) 運用に付随して発生する費用
- (c) 法人の運営のための各種の費用(投資法人および外国投資法人のみ)

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

マザーファンドにおいても、上記 から までの費用を負担します。

上記 から までの手数料等の合計額は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成21年1月1日現在のものです。

##### 個別元本について

追加型の公募株式投資信託<sup>\*</sup>については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

- <sup>\*</sup> 「公募株式投資信託」とは、信託約款上で株式の組入れが可能な投資信託をいいます。当ファンドは、主に債券に投資するマザーファンドを主要投資対象としますが、信託約款上は株式の組入れが可能なため、課税上は追加型株式投資信託の扱いとなります。以下同様です。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

##### 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者の場合、上場株式等<sup>\*1</sup>の譲渡益が譲渡所得等<sup>\*2</sup>として課税対象となります。譲渡益は、解約価額または償還価額から取得費<sup>\*3</sup>を控除した額です。

法人の受益者の場合は、一部解約時または償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<sup>\*</sup> 1 租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定されるものをいいます。例えば、上場株式、上場特定株式投資信託(E

TF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託(当ファンドを含みます。)です。(以下同じ。)

\* 2 租税特別措置法第37条の10に規定されるものをいいます。(以下同じ。)

\* 3 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。(以下同じ。)

### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 法人、個人別の課税の取扱について

#### (a) 個人の受益者に対する課税

##### (イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20%(所得税15%および地方税5%)となります。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

上記において、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間(以下「経過期間」といいます。)について、特例措置が設けられています。詳細は下記A.およびB.をご参照ください。

A. 1年間に受ける上場株式等の配当等<sup>\*</sup>(1年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。)の合計額が100万円以下の受益者については、源泉徴収による申告不要制度が適用され、原則として確定申告は不要です。ただし、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

源泉徴収または申告分離課税の場合の税率は10%(所得税7%および地方税3%)となります。

B. 1年間に受ける上場株式等の配当等<sup>\*</sup>(1年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。)の合計額が100万円を超える受益者については、源泉徴収による申告不要制度が適用されませんので、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択し、確定申告を行うことが必要となります。

申告分離課税の場合、100万円を超える部分についての税率は20%(所得税15%および地方税5%)となります。

\* 租税特別措置法第8条の4に規定されるものをいいます。例えば、上場株式、ETFおよびREITの配当金、ならびに公募株式投資信託(当ファンドを含みます。)の普通分配金です。

**（ロ）一部解約時・償還時**

解約価額および償還価額から取得費を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記＜損益通算について＞をご参照ください。）

税率については経過期間における特例措置が設けられ、1年間に受ける上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合確定申告は不要となり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。

税率については経過期間における特例措置が設けられ、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

ただし、経過期間においても、1年間に受ける上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円を超える部分についての税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。この場合、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用であっても、その超える年の上場株式等の譲渡所得等について、源泉徴収による申告不要制度は適用されませんので、申告分離課税による確定申告を行うことが必要となります。

**＜損益通算について＞**

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等の譲渡損は、確定申告を行うことにより、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年の確定申告における損益通算の結果譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。ただし、損益通算の対象となる公募株式投資信託の収益分配金およびその他の上場株式等の配当金は、申告分離課税を選択したものに限り、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**(b) 法人の受益者に対する課税**

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、特別分配金は課税されません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成21年2月10日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,182,902,769	100.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1,215,020	0.10
合計(純資産総額)	1,181,687,749	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPMユーロ公社債マザーファンド(適格機関投資家限定)」です(以下同じ)。

(参考)JPMユーロ公社債マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成21年2月10日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ドイツ	636,236,095	31.29
	イタリア	222,333,384	10.94
	フランス	480,329,673	23.63
	イギリス	61,719,085	3.04
	オランダ	45,909,864	2.26
	スペイン	15,471,456	0.76
	ベルギー	60,020,688	2.95
	ギリシャ	30,735,112	1.51
	小計	1,552,755,357	76.38
特殊債券	アメリカ	29,123,640	1.43
	フランス	79,381,491	3.91
	小計	108,505,131	5.34
社債券	アメリカ	64,109,206	3.15
	ドイツ	6,144,600	0.30
	イタリア	4,738,692	0.23
	フランス	47,523,924	2.34
	イギリス	94,294,479	4.65
	オランダ	48,130,751	2.37
	スペイン	29,744,568	1.46
	小計	294,686,220	14.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		77,043,919	3.78
合計(純資産総額)		2,032,990,627	100.00

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」をご参照ください。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年2月10日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額	帳簿価額	評価額	評価額	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	

1	日本	親投資信託 受益証券	J P Mユーロ公社債マザーファン ド(適格機関投資家限定)	1,031,481,313	1.2360	1,274,910,903	1.1468	1,182,902,769	100.10
---	----	---------------	-----------------------------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	--------

## (参考) J P M ユーロ公社債マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成21年2月10日現在)

順位	国/ 地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	ドイツ	国債証券	GERMANY OBL 4% APR12 150	1,515,000	12,322.21	186,681,515	12,497.35	189,334,882	4	2012/4/13	9.31
2	フランス	フランス	国債証券	FRANCE OAT 4.75% OCT12	1,300,000	12,419.73	161,456,568	12,732.55	165,523,176	4.75	2012/10/25	8.14
3	ドイツ	ドイツ	国債証券	GERMANY BUND 5% JUL12	1,140,000	12,641.41	144,112,096	12,887.78	146,920,737	5	2012/7/4	7.23
4	イタリア	イタリア	国債証券	ITALY BTP 5.25% AUG17	1,150,000	12,518.52	143,962,980	12,672.57	145,734,624	5.25	2017/8/1	7.17
5	フランス	フランス	国債証券	FRANCE OAT 6.5% APR11	1,020,000	12,724.32	129,788,064	12,944.23	132,031,166	6.5	2011/4/25	6.49
6	ドイツ	ドイツ	国債証券	GERMANY OBL 4% OCT13 153	675,000	12,390.92	83,638,737	12,566.73	84,825,468	4	2013/10/11	4.17
7	フランス	フランス	国債証券	FRANCE OAT 5.75% OCT32	560,000	14,819.95	82,991,731	14,196.67	79,501,363	5.75	2032/10/25	3.91
8	フランス	フランス	特殊債券	CAISSE AMORT 3.75%	670,000	11,803.21	79,081,570	11,847.98	79,381,491	3.75	2009/7/12	3.90
9	フランス	フランス	国債証券	FRANCE OAT 5% OCT16	600,000	12,944.23	77,665,392	12,990.09	77,940,576	5	2016/10/25	3.83
10	ベルギー	ベルギー	国債証券	BELGIUM GOVT 4% MAR18 52	520,000	11,661.21	60,638,323	11,542.44	60,020,688	4	2018/3/28	2.95
11	ドイツ	ドイツ	国債証券	GERMANY BUND 4.25% JAN14	410,000	12,693.98	52,045,350	12,732.55	52,203,463	4.25	2014/1/4	2.57
12	イタリア	イタリア	国債証券	ITALY BTP 4% FEB17	400,000	11,548.32	46,193,280	11,757.64	47,030,592	4	2017/2/1	2.31
13	ドイツ	ドイツ	国債証券	GERMANY BUND 3.75% JAN19	385,000	12,444.38	47,910,886	12,115.15	46,643,335	3.75	2019/1/4	2.29
14	ドイツ	ドイツ	国債証券	GERMANY BUND 4.75% JUL34	360,000	13,575.74	48,872,678	12,830.16	46,188,576	4.75	2034/7/4	2.27
15	オランダ	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4% JUL18	390,000	11,809.03	46,055,252	11,771.76	45,909,864	4	2018/7/15	2.26
16	フランス	フランス	社債券	CIE FIN FONCIER 4.5%	360,000	11,664.74	41,993,078	11,518.92	41,468,112	4.5	2018/5/16	2.04
17	オランダ	オランダ	社債券	RABOBANK 3.375% EMTN	375,000	10,957.96	41,092,380	11,023.82	41,339,340	3.375	2016/1/18	2.03
18	イギリス	ハンガリー	国債証券	HUNGARY EUR 5.625% JUN11	342,000	10,871.80	37,181,559	11,397.09	38,978,062	5.625	2011/6/27	1.92
19	スペイン	スペイン	社債券	LA CAIXA 3.625%	300,000	10,191.21	30,573,648	9,914.85	29,744,568	3.625	2021/1/18	1.46
20	イタリア	イタリア	国債証券	ITALY BTP 4% FEB37	300,000	9,980.71	29,942,136	9,856.05	29,568,168	4	2037/2/1	1.45
21	アメリカ	アメリカ	特殊債券	SLM STUDENT LOAN 3.8% REGS	250,000	11,576.54	28,941,360	11,649.45	29,123,640	3.8	2010/6/17	1.43
22	ドイツ	ドイツ	国債証券	GERMANY BUND 4% JAN37	235,000	12,524.40	29,432,340	11,760.00	27,636,000	4	2037/1/4	1.36
23	フランス	フランス	国債証券	FRANCE OAT 4.75% APR35	200,000	13,320.55	26,641,104	12,666.69	25,333,392	4.75	2035/4/25	1.25
24	イギリス	ポーランド	国債証券	POLAND 4.5% FEB13 EMTN	198,000	11,342.51	22,458,189	11,485.36	22,741,023	4.5	2013/2/5	1.12
25	ドイツ	ドイツ	国債証券	GERMANY BUND 3.75% JAN17	185,000	12,468.75	23,067,202	12,204.52	22,578,373	3.75	2017/1/4	1.11
26	イギリス	イギリス	社債券	LLOYDS TSB BK 3.75% EMTN	175,000	12,077.52	21,135,660	12,073.99	21,129,486	3.75	2011/11/17	1.04
27	イギリス	イギリス	社債券	STAN CHAR BK 3.625% EMTN	184,000	10,221.79	18,808,097	10,146.52	18,669,611	3.625	2017/2/3	0.92
28	ギリシャ	ギリシャ	国債証券	HELLENIC GOVT 5.9% OCT22	140,000	12,614.95	17,660,932	11,915.23	16,681,324	5.9	2022/10/22	0.82
29	アメリカ	アメリカ	社債券	GEN ELEC CAP CRP VAR REG	350,000	6,675.45	23,364,080	4,716.57	16,508,017	4.625	2066/9/15	0.81
30	スペイン	スペイン	国債証券	SPAIN GOVT 4.9% JUL40	130,000	11,362.86	14,771,724	11,901.12	15,471,456	4.9	2040/7/30	0.76

(注)上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 (ロ) 投資態度の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地または上場取引所の所在地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

#### 種類別投資比率

(平成21年2月10日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.10

(参考) JPMユーロ公社債マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成21年2月10日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	76.38
特殊債券	5.34
社債券	14.50

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成21年2月10日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間末	(平成15年7月8日)	893	899	1.0968	1.1043
第2特定期間末	(平成16年1月8日)	1,248	1,256	1.0852	1.0922
第3特定期間末	(平成16年7月8日)	1,334	1,342	1.0815	1.0885
第4特定期間末	(平成17年1月11日)	1,545	1,555	1.1287	1.1357
第5特定期間末	(平成17年7月8日)	1,934	1,946	1.1203	1.1273
第6特定期間末	(平成18年1月10日)	2,127	2,140	1.1358	1.1428
第7特定期間末	(平成18年7月10日)	2,139	2,152	1.1367	1.1437
第8特定期間末	(平成19年1月9日)	2,486	2,501	1.2070	1.2140
第9特定期間末	(平成19年7月9日)	2,201	2,214	1.2597	1.2667
第10特定期間末	(平成20年1月8日)	1,968	1,980	1.2164	1.2234
第11特定期間末	(平成20年7月8日)	1,841	1,851	1.2311	1.2381
第12特定期間末	(平成21年1月8日)	1,278	1,288	0.9277	0.9347
	平成20年2月末日	1,934	-	1.2128	-
	平成20年3月末日	1,831	-	1.1903	-
	平成20年4月末日	1,850	-	1.2153	-
	平成20年5月末日	1,839	-	1.2094	-
	平成20年6月末日	1,862	-	1.2320	-
	平成20年7月末日	1,834	-	1.2355	-
	平成20年8月末日	1,753	-	1.1925	-
	平成20年9月末日	1,576	-	1.0945	-
	平成20年10月末日	1,281	-	0.9168	-
	平成20年11月末日	1,261	-	0.9123	-
	平成20年12月末日	1,321	-	0.9583	-
	平成21年1月末日	1,165	-	0.8457	-
	平成21年2月10日	1,181	-	0.8597	-

(注) 純資産総額(分配付)および1口当たり純資産額(分配付)は特定期間末日のものです。

## 【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	0.0185
第2特定期間	0.0210
第3特定期間	0.0210
第4特定期間	0.0210
第5特定期間	0.0210
第6特定期間	0.0210
第7特定期間	0.0210
第8特定期間	0.0210
第9特定期間	0.0210
第10特定期間	0.0210
第11特定期間	0.0210
第12特定期間	0.0210

## 【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1特定期間	11.5
第2特定期間	0.9
第3特定期間	1.6
第4特定期間	6.3
第5特定期間	1.1
第6特定期間	3.3
第7特定期間	2.0
第8特定期間	8.0
第9特定期間	6.1
第10特定期間	1.8
第11特定期間	2.9
第12特定期間	22.9

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成14年12月10日	マザーファンドの信託契約締結、設定・運用開始
平成14年12月20日	当ファンドの信託契約締結、設定・運用開始
平成18年3月11日	マザーファンドの名称変更
平成18年4月8日	当ファンドの名称変更

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、ロンドン証券取引所またはフランクフルト証券取引所の休業日には、取得申込みの受付は行いません。

##### 申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

##### 申込単位

収益分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 受渡方法

#### (a) 取得申込代金の支払いについて

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

## (b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 受付時間

取得申込みの受付は、原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 申込の中止

委託会社は、天災や、電気・通信情報設備の機能停止等の不測の事態が生じ、有価証券が取引される市場における取引の停止や異常な混乱等の緊急事態が発生した場合、当ファンドへの追加信託を行うことが当ファンドの適正な運営を害すると判断したときは、やむを得ず取得申込みの受付を中止することがあります。

また、当ファンドに係る信託財産の規模が委託会社が資金動向や市場動向に基づきその都度決定する運用適正額を超えて増加することにより、当ファンドの運用の基本方針にしたがった運用ができなくなるおそれがあると委託会社が判断した場合、受益権の取得申込みの受付の全部または一部を停止することができます。

### 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

## 2 【換金（解約）手続等】

### 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け取ります。

ただし、ロンドン証券取引所またはフランクフルト証券取引所の休業日には、換金申込みの受付は行いません。

## 換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（換金にかかる課税については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

## 換金単位

1口単位とします。

## 受渡方法

### (a) 換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

### (b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの信託契約の一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みに際して個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

## 受付時間

換金申込みの受付は、原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

なお、換金の方法は上記解約請求の他に買取請求による方法もあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

##### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月9日から3月8日まで、3月9日から5月8日まで、5月9日から7月8日まで、7月9日から9月8日まで、9月9日から11月8日まで、11月9日から翌年1月8日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として奇数月の8日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

##### (5)【その他】

信託の終了等

###### (a) 信託契約の解約

a. 委託会社は、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。その場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

(注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
  - (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
  - (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
  - (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
  - (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- (注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、1月、7月の計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

### 関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社とJ P モルガン・アセット・マネジメント（U K ）リミテッドとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

## 2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### (1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。また、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行

います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## (2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目)までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

## (3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

## (4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

## (5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間（平成20年1月9日から平成20年7月8日まで）及び第12特定期間（平成20年7月9日から平成21年1月8日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【JPMユーロ公社債ファンド(隔月決算型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (平成20年7月8日現在)	当期 (平成21年1月8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,855,097,302	1,290,401,527
流動資産合計	1,855,097,302	1,290,401,527
資産合計	1,855,097,302	1,290,401,527
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	10,468,666	9,646,907
未払受託者報酬	161,900	107,309
未払委託者報酬	3,237,958	2,146,152
その他未払費用	64,736	42,903
流動負債合計	13,933,260	11,943,271
負債合計	13,933,260	11,943,271
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 1,495,523,840	<sup>1</sup> 1,378,129,705
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	<sup>2</sup> 345,640,202	<sup>2</sup> 99,671,449
(分配準備積立金)	198,980,528	177,248,037
元本等合計	1,841,164,042	1,278,458,256
純資産合計	1,841,164,042	1,278,458,256
負債純資産合計	1,855,097,302	1,290,401,527

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 (自 平成20年 1月 9日 至 平成20年 7月 8日)	当期 (自 平成20年 7月 9日 至 平成21年 1月 8日)
営業収益		
有価証券売買等損益	62,129,204	400,275,918
営業収益合計	62,129,204	400,275,918
営業費用		
受託者報酬	491,541	400,372
委託者報酬	1 9,830,778	1 8,007,367
その他費用	196,554	160,083
営業費用合計	10,518,873	8,567,822
営業利益又は営業損失( )	51,610,331	408,843,740
経常利益又は経常損失( )	51,610,331	408,843,740
当期純利益又は当期純損失( )	51,610,331	408,843,740
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	934,918	11,023,730
期首剰余金又は期首欠損金( )	350,301,168	345,640,202
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,233,142	2,662,230
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,163,066
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,233,142	1,499,164
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,135,005	20,445,800
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,135,005	20,244,961
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	200,839
分配金	2 32,304,352	2 29,708,071
期末剰余金又は期末欠損金( )	345,640,202	99,671,449

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自平成20年1月9日 至平成20年7月8日)	当期 (自平成20年7月9日 至平成21年1月8日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成20年7月8日現在)	当期 (平成21年1月8日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,618,401,126円	1,495,523,840円
期中追加設定元本額	35,266,582円	13,759,076円
期中一部解約元本額	158,143,868円	131,153,211円
2 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回っており、 その差額は99,671,449 円であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	1,495,523,840口	1,378,129,705口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自平成20年1月9日 至平成20年7月8日)	当期 (自平成20年7月9日 至平成21年1月8日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年1万分の25の率を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程	(自平成20年1月9日 至平成20年3月10日)	(自平成20年7月9日 至平成20年9月8日)
費用控除後の配当等収益額	10,558,396円	10,532,488円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	206,925,129円	194,045,458円
分配準備積立金額	211,486,559円	194,692,732円
当ファンドの分配対象収益額	428,970,084円	399,270,678円
当ファンドの期末残存口数	1,595,251,401口	1,471,003,513口
1万口当たり収益分配対象額	2,689.04円	2,714.27円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	11,166,759円	10,297,024円
	(自平成20年3月11日 至平成20年5月8日)	(自平成20年9月9日 至平成20年11月10日)
費用控除後の配当等収益額	11,265,398円	7,798,159円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	198,567,070円	184,726,002円
分配準備積立金額	200,625,676円	184,128,856円
当ファンドの分配対象収益額	410,458,144円	376,653,017円
当ファンドの期末残存口数	1,524,132,571口	1,394,877,223口
1万口当たり収益分配対象額	2,693.06円	2,700.25円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	10,668,927円	9,764,140円

区分	前期	当期
	(自平成20年1月9日 至平成20年7月8日)	(自平成20年7月9日 至平成21年1月8日)
	(自平成20年5月9日 至平成20年7月8日)	(自平成20年11月11日 至平成21年1月8日)
費用控除後の配当等収益額	13,363,602円	6,991,026円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	-円	-円
収益調整金額	196,222,678円	182,580,942円
分配準備積立金額	196,085,592円	179,903,918円
当ファンドの分配対象収益額	405,671,872円	369,475,886円
当ファンドの期末残存口数	1,495,523,840口	1,378,129,705口
1万口当たり収益分配対象額	2,712.57円	2,680.99円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	10,468,666円	9,646,907円

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 (平成20年7月8日現在)		当期 (平成21年1月8日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益 に含まれた評価差 額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益 に含まれた評価差 額(円)
親投資信託受益証券	1,855,097,302	57,806,309	1,290,401,527	5,636,608
合計	1,855,097,302	57,806,309	1,290,401,527	5,636,608

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

区分	前期 (平成20年7月8日現在)	当期 (平成21年1月8日現在)
1口当たりの純資産額	1.2311円	0.9277円
(1万口当たりの純資産額)	(12,311円)	(9,277円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表(平成21年1月8日現在)

## (イ) 株式

該当事項はありません。

## (ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	J P Mユーロ公社債マザーファンド (適格機関投資家限定)	1,043,845,274	1,290,401,527	
合計			1,043,845,274	1,290,401,527	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは「JPMユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPMユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （1）貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年7月8日現在)	(平成21年1月8日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		15,991,978	18,869,888
コール・ローン		11,920,430	1,389,645
国債証券		2,489,082,569	1,744,782,452
特殊債券		181,313,309	115,925,639
社債券		489,452,060	283,057,287
派生商品評価勘定		476	124,095
未収利息		51,387,033	50,528,915
前払費用		7,341,642	1,389,913
流動資産合計		3,246,489,497	2,216,067,834
資産合計		3,246,489,497	2,216,067,834
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		-	-
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,032,882,748	1,792,618,592
剰余金			
剰余金		1,213,606,749	423,449,242
剰余金合計		1,213,606,749	423,449,242
元本等合計		3,246,489,497	2,216,067,834
純資産合計		3,246,489,497	2,216,067,834
負債・純資産合計		3,246,489,497	2,216,067,834

(注)「JPMユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）」の計算期間は、毎年6月11日から12月10日、及び12月11日から翌年6月10日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成20年7月8日及び平成21年1月8日における同親投資信託の状況であります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年1月9日 至 平成20年7月8日)	(自 平成20年7月9日 至 平成21年1月8日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

区分	（自平成20年1月9日 至平成20年7月8日）	（自平成20年7月9日 至平成21年1月8日）
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区分	（平成20年7月8日現在）	（平成21年1月8日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	2,264,702,621円	2,032,882,748円
期中追加設定元本額	33,468,849円	16,960,627円
期中解約元本額	265,288,722円	257,224,783円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
JPMユーロ公社債ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）	871,268,908円	748,773,318円
JPMユーロ公社債ファンド（隔月決算型）	1,161,613,840円	1,043,845,274円
合計	2,032,882,748円	1,792,618,592円
2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	2,032,882,748口	1,792,618,592口

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(平成20年7月8日現在)		(平成21年1月8日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
国債証券	2,489,082,569	6,040,296	1,744,782,452	6,070,557
特殊債券	181,313,309	236,616	115,925,639	297,014
社債券	489,452,060	6,715,390	283,057,287	830,210
合計	3,159,847,938	438,478	2,143,765,378	5,537,361

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の状況に関する事項

区分	(自平成20年1月9日 至平成20年7月8日)	(自平成20年7月9日 至平成21年1月8日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## 取引の時価等に関する事項

## （通貨関連）

区分	種類	（平成20年7月8日現在）				（平成21年1月8日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引								
	売建 ユーロ	1,000,000	-	999,524	476	15,000,000	-	14,875,905	124,095
合計		1,000,000	-	999,524	476	15,000,000	-	14,875,905	124,095

## （注）1．為替予約の時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4．評価損益は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

区分	（平成20年7月8日現在）	（平成21年1月8日現在）
1口当たりの純資産額	1.5970円	1.2362円
（1万口当たりの純資産額）	（15,970円）	（12,362円）

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表(平成21年1月8日現在)

## (イ) 株式

該当事項はありません。

## (ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BELGIUM GOVT 4% MAR18 52		1,000,000.00	999,000.00	
		FRANCE BTAN 2.5% JUL10		455,000.00	458,503.50	
		FRANCE OAT 4.75% APR35		200,000.00	218,740.00	
		FRANCE OAT 4.75% OCT12		1,300,000.00	1,396,200.00	
		FRANCE OAT 5% OCT16		300,000.00	332,370.00	
		FRANCE OAT 5.75% OCT32		560,000.00	684,432.00	
		FRANCE OAT 6.5% APR11		1,440,000.00	1,575,792.00	
		GERMANY BUND 3.75% JAN19		135,000.00	141,520.50	
		GERMANY BUND 4% JAN37		235,000.00	239,018.50	
		GERMANY BUND 4.75% JUL34		400,000.00	444,520.00	
		GERMANY BUND 5% JUL12		1,140,000.00	1,243,968.00	
		GERMANY OBL 4% APR12 150		1,630,000.00	1,724,214.00	
		GERMANY OBL 4% OCT13 153		675,000.00	721,237.50	
		GERMANY OBL 3.5% OCT11 149		80,000.00	83,560.00	
		HELLENIC GOVT 4.5% SEP37		150,000.00	119,295.00	
		HELLENIC GOVT 5.9% OCT22		570,000.00	584,934.00	
		HUNGARY EUR 4.375% JUL17		250,000.00	213,875.00	
		HUNGARY EUR 5.625% JUN11		342,000.00	324,233.39	
		ITALY BTP 4% FEB17		400,000.00	397,400.00	
		ITALY BTP 4% FEB37		300,000.00	250,770.00	
		ITALY BTP 5.25% AUG17		1,150,000.00	1,227,855.00	
		POLAND 3.625% FEB16 EMTN		100,000.00	86,538.54	
		POLAND 4.5% FEB13 EMTN		400,000.00	392,703.50	
	計	銘柄数 :	23	13,212,000.00	13,860,680.43	
					(1,744,782,452)	
		組入時価比率 :	78.7%		81.4%	
	小計				1,744,782,452	
					(1,744,782,452)	
特殊債券	ユーロ	CAISSE AMORT 3.75%		670,000.00	674,271.83	
		SLM STUDENT LOAN 3.8% REGS		250,000.00	246,650.00	
	計	銘柄数 :	2	920,000.00	920,921.83	
					(115,925,639)	
		組入時価比率 :	5.2%		5.4%	
	小計				115,925,639	
					(115,925,639)	
社債券	ユーロ	BANCAJA EMISIONES FRN		159,000.00	43,397.00	
		BANK OF AMER VAR EMTN		50,000.00	38,575.00	
		BNP PARIBAS IV 6.342%		35,000.00	28,276.50	
		CIE FIN FONCIER 4.5%		360,000.00	356,076.00	
		CL CAPITAL TRUST 7.047%		180,000.00	137,574.00	
		FRANCE TELECOM 7.25% EMTN		100,000.00	108,713.00	
		GEN ELEC CAP CRP VAR REG		350,000.00	200,849.14	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		GOLDMAN SACHS GP 5.125%		50,000.00	43,323.82	
		HBOS PLC VAR EMTN		90,000.00	52,101.00	
		ING VERZEKERING 6.25 VAR		70,000.00	59,989.15	
		JOHNSON & JOHNSON 4.75%		100,000.00	100,870.00	
		LA CAIXA 3.625%		300,000.00	258,690.00	
		LEGAL&GENL GRUP VAR EMTN		160,000.00	94,508.88	
		MIZUHO FIN VARIABLE REGS		70,000.00	69,615.07	
		MUNCHEN HYPOBANK 5%		50,000.00	51,950.00	
		PROCTER & GAMBLE 4.5% EMTN		50,000.00	50,495.00	
		RABOBANK 3.375% EMTN		375,000.00	353,250.00	
		SANPAOLO IMI EMTN VARIAB		50,000.00	41,380.00	
		STAN CHAR BK 3.625% EMTN		184,000.00	158,994.40	
	計	銘柄数 :	19	2,783,000.00	2,248,627.96	
					(283,057,287)	
		組入時価比率 :	12.8%		13.2%	
	小計				283,057,287	
					(283,057,287)	
	合計				2,143,765,378	
					(2,143,765,378)	

(注)各通貨計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成21年2月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	1,184,383,662	円
負債総額	2,695,913	円
純資産総額( - )	1,181,687,749	円
発行済口数	1,374,524,889	口
1口当たり純資産額( / )	0.8597	円

(参考) J P Mユーロ公社債マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成21年2月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	2,034,471,520	円
負債総額	1,480,893	円
純資産総額( - )	2,032,990,627	円
発行済口数	1,772,688,674	口
1口当たり純資産額( / )	1.1468	円

## 第5【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	残存口数(口)
第1特定期間	1,491,428,847	676,862,454	814,566,393
第2特定期間	444,828,178	109,149,815	1,150,244,756
第3特定期間	288,179,359	204,657,898	1,233,766,217
第4特定期間	348,418,588	212,922,517	1,369,262,288
第5特定期間	479,436,400	122,065,500	1,726,633,188
第6特定期間	368,329,154	221,982,295	1,872,980,047
第7特定期間	268,042,081	259,184,127	1,881,838,001
第8特定期間	508,691,647	330,358,852	2,060,170,796
第9特定期間	67,047,616	379,308,029	1,747,910,383
第10特定期間	32,190,908	161,700,165	1,618,401,126
第11特定期間	35,266,582	158,143,868	1,495,523,840
第12特定期間	13,759,076	131,153,211	1,378,129,705

(注1) 第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

資本金の額（有価証券報告書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

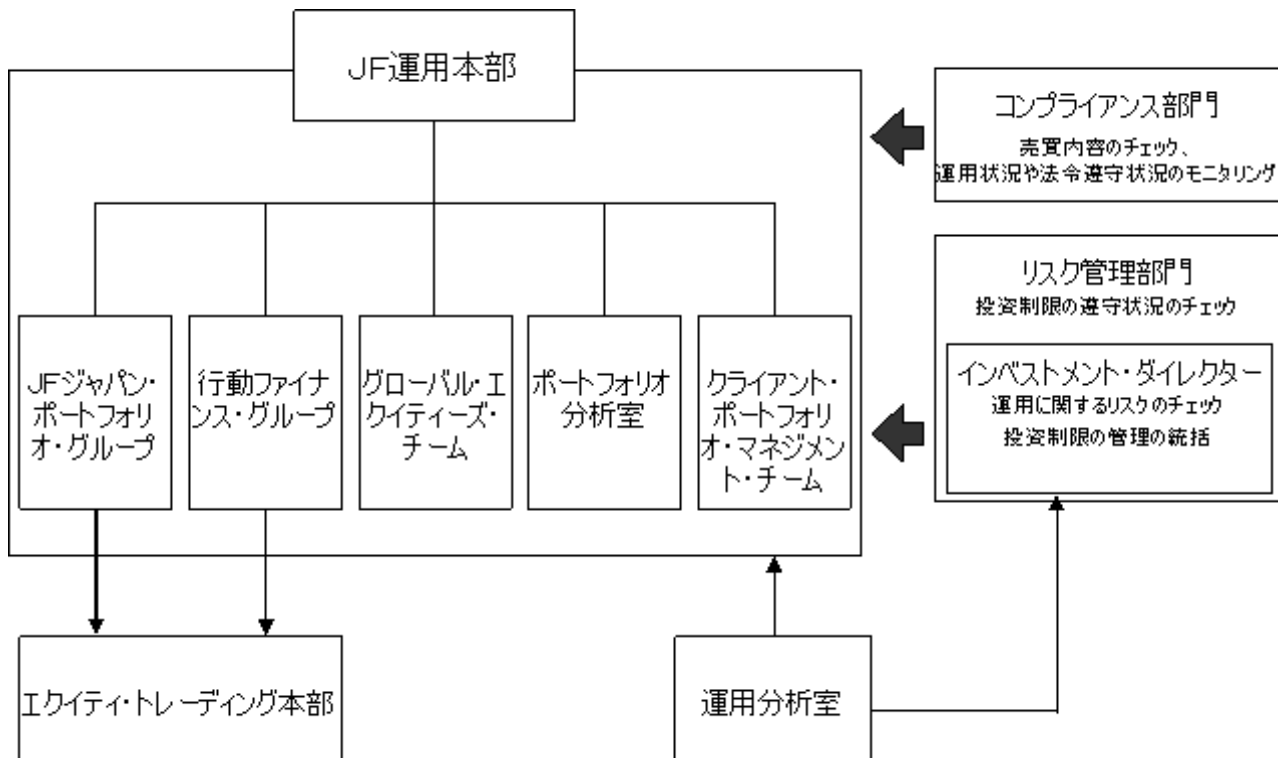
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除く）の決議または審議することを目的とする機関として、リスク・コミッティーがあります。

投資運用の意思決定機構

(イ) JF運用本部



J F 運用本部は、J F ストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。

J F 運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、J F ストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

J F ジャパン・ポートフォリオ・グループは、J F 日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。

行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。

グローバル・エクイティーズ・チームは、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと情報交換し外国株式の運用に利用します。

ポートフォリオ分析室は、J F 運用本部のリスク管理や自己評価のために運用実績の分析および評価を行い、その情報を提供します。

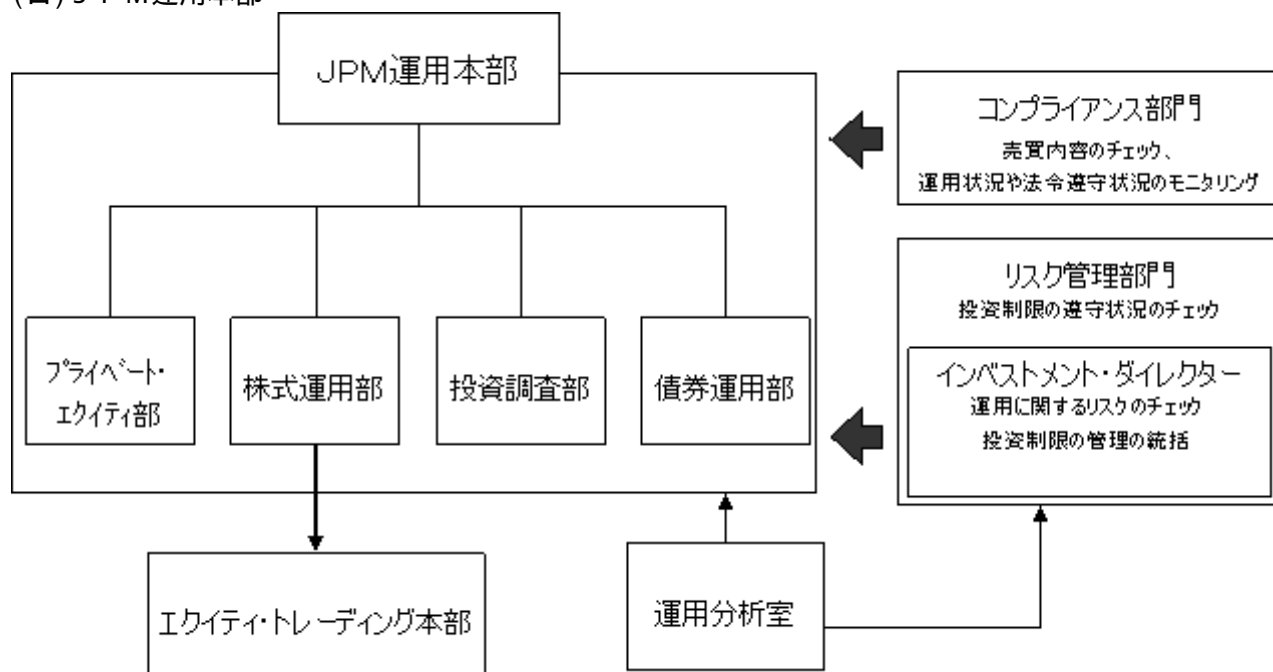
クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、J F 運用本部の国内株式運用や海外関係会社に運用を委託しているJ F ストラテジーによる外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社及びコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援および新商品の企画立案等に関する事項を行います。

エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

運用分析室は、顧客報告のために運用実績の分析および評価を行うとともに、J F 運用本部およびインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

運用部門から独立しているリスク管理部門所属のインベストメント・ダイレクターが、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理の統括を行います。

(口) J P M 運用本部



JPM運用本部は、JPMストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部、プライベート・エクイティ部および債券運用部で構成されます。

投資調査部に所属するアナリストはJPMストラテジーに基づき分析を行い、分析に基づき各銘柄にレーティングをつけます。エコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、のレーティングの検証を行い、ポートフォリオの構築を行います。

債券運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用し、ポートフォリオを決定します。また有価証券等の売買を執行します。

エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

運用分析室は、顧客報告のために運用実績の分析および評価を行うとともに、JPM運用本部およびインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

運用部門から独立しているリスク管理部門所属のインベストメント・ダイレクターが、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理の統括を行います。

(注) 上記(イ)および(ロ)の意思決定機構・組織名称等は、2009年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託及び投資一任契約に基づき委託された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める下記の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

現在、弊社で設定・運用している公募の証券投資信託は70本、親投資信託33本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者)および登録金融機関を通じて行っています。平成21年2月末現在、公募の証券投資信託の純資産総額の合計は7,031億円(ただし、親投資信託を除きます。)です。

### 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第17期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、第17期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。第19期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

		第17期 (平成19年3月31日)			第18期 (平成20年3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金及び預金			8,291,572			9,354,204	
支払委託金			505			-	
収益分配金		505			-		
立替金			-			7,199	
前払費用			792			37,125	
未収入金			1,017,818			1,378,981	
未収委託者報酬			3,164,203			3,605,899	
未収収益			3,791,789			2,949,643	
繰延税金資産			680,434			474,730	
流動資産計			16,947,116	89.7		17,807,784	80.3
固定資産							
投資その他の資産			1,946,735	10.3		4,382,354	
投資有価証券		1,687,923			3,485,313		
敷金保証金		32,652			80,641		
繰延税金資産		200,159			763,532		
その他		26,000			52,866		
固定資産計			1,946,735	10.3		4,382,354	19.7
資産合計			18,893,851	100.0		22,190,139	100.0

		第17期 (平成19年3月31日)			第18期 (平成20年3月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			35,439			117,791	
未払金			2,288,990			2,930,605	
未払収益分配金		1,736			1,827		
未払償還金		38,324			23,153		
未払手数料		1,255,091			1,417,638		
その他未払金		993,839			1,487,986		
未払費用			1,645,594			2,698,858	
未払法人税等			1,823,754			472,430	
賞与引当金			968,595			853,648	
役員賞与引当金			-			41,576	
流動負債計			6,762,375	35.8		7,114,910	32.1
固定負債							
長期未払金			-			7,522	
長期未払費用			64,551			-	
賞与引当金			-			821,753	
役員賞与引当金			-			173,860	
退職給付引当金			-			147,169	
固定負債計			64,551	0.3		1,150,305	5.1
負債合計			6,826,926	36.1		8,265,215	37.2

		第17期 (平成19年3月31日)			第18期 (平成20年3月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			2,218,000	11.8		2,218,000	10.0
資本剰余金			1,000,000	5.3		1,000,000	4.5
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			8,657,274	45.8		11,142,942	50.2
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,623,598			11,109,265		
株主資本計			11,875,274	62.9		14,360,942	64.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額 金			191,651	1.0		436,018	1.9
評価・換算差額等計			191,651	1.0		436,018	1.9
純資産合計			12,066,925	63.9		13,924,923	62.8
負債・純資産合計			18,893,851	100.0		22,190,139	100.0

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			12,107,016			17,864,749	
投資顧問料			12,003,807			10,489,106	
その他営業収益			430,120			421,315	
営業収益計			24,540,945	100.0		28,775,171	100.0
営業費用							
支払手数料			4,934,546			6,679,308	
広告宣伝費			366,015			391,429	
調査費			4,152,792			6,928,125	
委託調査費		4,047,258			6,779,989		
調査費		95,333			138,807		
図書費		10,199			9,328		
委託計算費			222,441			329,137	
営業雑経費			263,599			418,113	
通信費		23,190			33,464		
印刷費		224,121			365,972		
協会費		14,074			7,481		
諸会費		2,214			11,194		
営業費用計			9,939,396	40.5		14,746,114	51.2

区分	注記 番号	第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
一般管理費							
給料			4,026,596			6,296,250	
役員報酬	1	153,132			126,179		
給料・手当		1,782,542			2,272,332		
賞与		1,109,167			1,834,973		
賞与引当金繰入額		917,736			1,535,026		
役員賞与		-			238,709		
役員賞与引当金繰入額		-			215,436		
その他の報酬		64,019			73,592		
福利厚生費			230,503			370,832	
交際費			41,498			42,447	
寄付金			3,935			16,890	
旅費交通費			167,192			202,082	
租税公課			97,451			81,397	
不動産賃借料			391,548			535,266	
退職給付費用負担金			1,026,012			-	
退職給付費用			-			116,581	
退職金			161,527			68,794	
消耗器具備品費			74,514			138,044	
事務委託費			98,856			164,429	
関係会社付替費用			1,978,429			2,180,518	
諸経費			91,753			124,387	
一般管理費計			8,389,824	34.2		10,337,923	35.9
営業利益			6,211,724	25.3		3,691,132	12.9

区分	注記 番号	第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業外収益							
分配金・償還金時効		3,334			13,889		
受取配当金		49,961			3,198		
有価証券売却益		271,649			529,092		
為替差益		-			67,742		
その他営業外収益		33,745			36,496		
営業外収益計			358,691	1.5		650,419	2.2
営業外費用							
為替差損		57,278			-		
業法上の負担額	2	-			13,751		
その他営業外費用		13,812			1,612		
営業外費用計			71,090	0.3		15,363	0.1
経常利益			6,499,325	26.5		4,326,188	15.0
税引前当期純利益			6,499,325	26.5		4,326,188	15.0
法人税、住民税及び事業税			2,988,489	12.2		1,768,693	6.1
法人税等調整額			197,576	0.8		71,827	0.3
当期純利益			3,708,411	15.1		2,485,667	8.6

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第17期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成18年3月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	4,915,186	4,948,862	8,166,862
事業年度中の変動額							
当期純利益	-	-	-	-	3,708,411	3,708,411	3,708,411
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	-	3,708,411	3,708,411	3,708,411
平成19年3月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	8,623,598	8,657,274	11,875,274

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高（千円）	39,914	39,914	8,206,776
事業年度中の変動額			
当期純利益	-	-	3,708,411
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	151,737	151,737	151,737
事業年度中の変動額合計（千円）	151,737	151,737	3,860,149
平成19年3月31日 残高（千円）	191,651	191,651	12,066,925

## 第18期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	8,623,598	8,657,274	11,875,274
事業年度中の変動額							
当期純利益	-	-	-	-	2,485,667	2,485,667	2,485,667
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	-	2,485,667	2,485,667	2,485,667
平成20年3月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	11,109,265	11,142,942	14,360,942

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高（千円）	191,651	191,651	12,066,925
事業年度中の変動額			
当期純利益	-	-	2,485,667
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	627,669	627,669	627,669
事業年度中の変動額合計（千円）	627,669	627,669	1,857,998
平成20年3月31日 残高（千円）	436,018	436,018	13,924,923

## 重要な会計方針

項目	第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 当事業年度より、役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

## 会計処理方法の変更

<p style="text-align: center;">第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は12,066,925千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p>

<p style="text-align: center;">第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>
	<p>(株式報酬制度に係る引当金の計上基準)</p> <p>親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、当事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。この変更は、役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されるようになったことを受け、期間損益をより適正に表示することを目的として行ったものであります。</p> <p>この変更により、賞与引当金に1,117,832千円、役員賞与引当金に215,436千円それぞれ引当て、従来の方法に比べ、営業費用及び一般管理費は1,333,268千円増加となり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,333,268千円の減少となっております。</p> <p>なお、上記方法の変更につきましては、下半期より役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されたため、当中間期は従来の方法によっております。従って、当中間期は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額の計上方法を変更したことともない賞与引当金及び役員賞与引当金をそれぞれ賞与引当金(流動)853,648千円 賞与引当金(固定)821,753千円及び役員賞与引当金(流動)41,576千円 役員賞与引当金(固定)173,860千円として表示しております。</p>

## 表示方法の変更

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで未払費用(前事業年度788,428千円)及び長期未払費用(前事業年度50,860千円)に含めて表示していましたが、当事業年度より、賞与引当金(当事業年度968,595千円)として表示しております。	(貸借対照表) -

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第17期 (平成19年3月31日)	第18期 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (損益計算書関係)

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
* 1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 350,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内 * 2 -	* 1 - * 2 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2(改正後の「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条)に基づく負担額であります。

## （株主資本等変動計算書関係）

第17期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第18期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

## （リース取引関係）

第17期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。	同左

(有価証券関係)

第17期（平成19年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	1,364,676	1,687,923	323,247

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
6,282,299	271,649	-

第18期（平成20年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	4,219,300	3,485,313	733,986

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,665,943	529,196	104

(デリバティブ取引関係)

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## （退職給付関係）

第17期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）																																						
採用している退職給付制度の概要 当社の従業員は、グループ会社が採用している適格退職年金制度に加入しています。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">退職給付債務</td><td style="text-align: right;">102,787</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>会計基準変更時差異</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務債務</td><td style="text-align: right;">37,425</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">6,957</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>退職給付引当金 （ + + + + ）</td><td style="text-align: right;">147,169</td></tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">勤務費用（注1）</td><td style="text-align: right;">96,639</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">225</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">1,571</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>確定拠出年金支払額</td><td style="text-align: right;">27,300</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">6,012</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>退職給付費用 （ + + + + + ）</td><td style="text-align: right;">116,581</td></tr> </table> <p>（注1）出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。</p> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額方式</td></tr> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">2.00%</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の額の処理年数</td><td style="text-align: right;">8年</td></tr> </table> <p>（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">8年</td></tr> </table> <p>（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）</p>	退職給付債務	102,787	年金資産	-	会計基準変更時差異	-	未認識過去勤務債務	37,425	未認識数理計算上の差異	6,957	<hr/>		退職給付引当金 （ + + + + ）	147,169	勤務費用（注1）	96,639	利息費用	225	過去勤務債務の費用処理額	1,571	数理計算上の差異の費用処理額	-	確定拠出年金支払額	27,300	その他	6,012	<hr/>		退職給付費用 （ + + + + + ）	116,581	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率	2.00%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年
退職給付債務	102,787																																						
年金資産	-																																						
会計基準変更時差異	-																																						
未認識過去勤務債務	37,425																																						
未認識数理計算上の差異	6,957																																						
<hr/>																																							
退職給付引当金 （ + + + + ）	147,169																																						
勤務費用（注1）	96,639																																						
利息費用	225																																						
過去勤務債務の費用処理額	1,571																																						
数理計算上の差異の費用処理額	-																																						
確定拠出年金支払額	27,300																																						
その他	6,012																																						
<hr/>																																							
退職給付費用 （ + + + + + ）	116,581																																						
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																						
割引率	2.00%																																						
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																						
数理計算上の差異の処理年数	8年																																						

## （ストック・オプション等関係）

第17期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。	同左

## （税効果会計関係）

第17期 （平成19年3月31日）	第18期 （平成20年3月31日）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	（流動） 繰延税金資産 千円
未払事業税 142,550	未払費用 77,276
未払費用 537,883	未払事業税 33,188
投資有価証券評価損 -	賞与引当金 347,349
長期未払費用 331,689	役員賞与引当金 16,917
繰延税金資産計 1,012,123	繰延税金資産計 474,730
繰延税金負債	繰延税金資産の純額 474,730
その他有価証券評価差額金 131,529	
繰延税金負債計 131,529	（固定） 繰延税金資産 千円
繰延税金資産の純額 880,593	賞与引当金 334,939
	役員賞与引当金 70,743
	退職給与引当金 59,883
	その他有価証券評価差額金 297,967
	繰延税金資産計 763,532
	繰延税金資産の純額 763,532
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
（調整）	（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8%
その他 0.5%	その他 1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.5%

## ( 関連当事者との取引 )

第17期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員1名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	5,718,937	未収収益	2,393,456
								調査費等	1,522,806	未払費用	350,582
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	-	海外または国内における投資の助言または一任	その他営業収益	29,674	-	-
								調査費等	2,155,970	未払費用	610,362

第18期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員1名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	4,858,884	未収収益	1,727,563
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	-	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,873,847	未払費用	727,936

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

調査費等に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

## ( 1 株当たり情報 )

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	214,465円94銭	1株当たり純資産額	247,488円19銭
1株当たり当期純利益	65,909円75銭	1株当たり当期純利益	44,177円86銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たりの当期純利益の算定上の基礎</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たりの当期純利益の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益	3,708,411千円	損益計算書上の当期純利益	2,485,667千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	3,708,411千円	普通株式に係る当期純利益	2,485,667千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

## ( 重要な後発事象 )

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
-		<p>重要な事業の譲受</p> <p>1. その旨及び目的</p> <p>米国の銀行持株会社であるJ P モルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、当社と同じ資産運用部門であるJ P モルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJ P モルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けました。</p> <p>J P モルガン信託銀行株式会社の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考えます。</p> <p>2. 譲り受けた相手会社の名称</p> <p>J P モルガン信託銀行株式会社</p> <p>3. 譲り受けた事業の内容</p> <p>資産運用業務。なお、投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務の譲り受けは、平成20年8月1日を予定しております。</p> <p>4. 譲り受けた資産・負債の額</p> <p>譲り受け日である平成20年6月1日におけるJ P モルガン信託銀行株式会社の資産運用部門に係る資産・負債の額は、それぞれ848,965千円、39,689千円であります。</p>	

## ( 1 ) 中間貸借対照表

		第19期中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
流動資産				
現金及び預金			13,153,787	
立替金			13,560	
前払費用			79,659	
未収入金			96,960	
未収委託者報酬			2,797,205	
未収収益			4,174,493	
繰延税金資産			1,210,090	
その他			93,430	
流動資産計			21,619,188	84.6
固定資産				
投資その他の資産			3,945,408	
投資有価証券		2,444,142		
敷金保証金		76,434		
繰延税金資産		1,406,011		
その他		18,819		
固定資産計			3,945,408	15.4
資産合計			25,564,597	100.0

		第19期中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
流動負債				
預り金			191,235	
未払金			1,736,063	
未払収益分配金		2,484		
未払償還金		22,981		
未払手数料		1,015,360		
その他未払金	1	695,237		
未払費用			1,840,208	
未払法人税等			2,131,920	
賞与引当金			2,250,188	
役員賞与引当金			43,822	
流動負債計			8,193,438	32.0
固定負債				
賞与引当金			1,944,155	
役員賞与引当金			197,887	
退職給付引当金			223,532	
その他			7,078	
固定負債計			2,372,653	9.3
負債合計			10,566,091	41.3

		第19期中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			12,413,031	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		12,379,354		
株主資本計			15,631,031	61.1
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額 金			632,526	
評価・換算差額等計			632,526	2.4
純資産合計			14,998,505	58.7
負債・純資産合計			25,564,597	100.0

## ( 2 ) 中間損益計算書

		第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
営業収益		千円	千円	%
委託者報酬			9,837,718	
運用受託報酬			5,217,646	
その他			206,697	
営業収益計			15,262,062	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			7,709,449	
支払手数料		3,742,785		
調査費		3,444,019		
その他営業費用		522,644		
一般管理費			5,290,659	
営業費用・一般管理費計			13,000,109	85.2
営業利益			2,261,952	14.8

		第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%
営業外収益	1	14,058		
営業外収益計			14,058	0.1
営業外費用	2	83,359		
営業外費用計			83,359	0.5
経常利益			2,192,651	14.4
特別利益	3	15,546		
特別利益計			15,546	0.1
特別損失	4	16,296		
特別損失計			16,296	0.1
税引前中間純利益			2,191,902	14.4
法人税、住民税及び事 業税			2,163,611	14.2
法人税等調整額			1,241,798	8.1
中間純利益			1,270,088	8.3

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

第19期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成20年3月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	11,109,265	11,142,942	14,360,942
中間会計期間中の変動額	-	-	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	1,270,088	1,270,088	1,270,088
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計（千円）	-	-	-	-	1,270,088	1,270,088	1,270,088
平成20年9月30日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	12,379,354	12,413,031	15,631,031

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日 残高（千円）	436,018	436,018	13,924,923
中間会計期間中の変動額	-	-	-
中間純利益	-	-	1,270,088
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動 額（純額）	196,507	196,507	196,507
中間会計期間中の変動額合計（千円）	196,507	196,507	1,073,581
平成20年9月30日 残高（千円）	632,526	632,526	14,998,505

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>有価証券          其他有価証券          時価のあるもの          中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金          従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金          役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金          従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
<p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理          消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 会計処理方法の変更

第19期中間会計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

(株式報酬制度に係る引当金の計上基準)

親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、前事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。

## 表示方法の変更

第19期中間会計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間から「運用受託報酬」として計上しております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第19期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のう え、金額的重要性が乏しいため、流動負債の 「その他未払金」に含めて表示しておりま す。

## （中間損益計算書関係）

第19期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
1 営業外収益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 4,216千円
2 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 69,395千円
3 特別利益のうち主要なもの 前期損益修正益 15,546千円
4 特別損失のうち主要なもの ゴルフ会員権評価損 16,296千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第19期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

## （リース取引関係）

第19期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当事項はありません。

(有価証券関係)

第19期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	3,510,617	2,444,142	1,066,474
合計	3,510,617	2,444,142	1,066,474

(デリバティブ取引関係)

第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

第19期中間会計期間  
（自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日）

## （共通支配下の取引等）

1．結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

J P モルガン信託銀行株式会社の一部業務

（資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等）

(2) 企業結合の法的形式

J P モルガン信託銀行株式会社を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡

(3) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

米国の銀行持株会社であるJ P モルガン・チェース・アンド・カンパニーのJ P モルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJ P モルガン信託銀行株式会社の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。

事業譲受日

平成20年5月31日 資産運用業務

平成20年7月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務

譲り受けた資産負債の額

資産の額 857,471千円

（未収収益および未収入金）

負債の額 45,339千円

（未払費用および未払金）

2．実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年5月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。

## ( 1 株当たり情報 )

第19期中間会計期間 ( 自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日 )	
1 株当たり純資産額	266,569円00銭
1 株当たり中間純利益金額	22,573円33銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
1 株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,270,088千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,270,088千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

平成20年8月に、J P モルガン信託銀行株式会社の資産運用部門の事業の譲り受けを完了しました。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成20年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

##### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成20年3月末日現在)	事業の内容

1	株式会社広島銀行	54,573百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
2	株式会社沖縄銀行	22,725百万円	同上
3	イーバンク銀行株式会社	38,414百万円	同上
4	日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## (3) マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成20年3月末日現在)	事業の内容
1	J Pモルガン・アセット・マネジメント (UK)リミテッド	2,400万ポンド	投資運用業務および投資顧問業を行っています。

## 2 【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

## (2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

## (3) マザーファンドの運用委託先の会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

## 3 【資本関係】

受託会社、販売会社およびマザーファンドの運用委託先の会社との間に資本関係はありません。

### 第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成20年7月11日 臨時報告書  
平成20年9月11日 臨時報告書  
平成20年10月7日 有価証券届出書の訂正届出書  
平成20年10月7日 有価証券報告書  
平成20年11月13日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年 8月20日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMユーロ公社債ファンド（隔月決算型）の平成20年1月9日から平成20年7月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMユーロ公社債ファンド（隔月決算型）の平成20年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年2月26日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMユーロ公社債ファンド（隔月決算型）の平成20年7月9日から平成21年1月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMユーロ公社債ファンド（隔月決算型）の平成21年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は、親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理を、従来の親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理する方法から、役員、従業員の役務提供に対応して、当該株式報酬額を役員賞与引当金及び賞与引当金に計上する方法に変更した。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、J P モルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は、前事業年度より親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理方法を変更したことに伴い、その旨及び当該変更の内容を注記している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。